

守谷市の行政改革について

1 沿革

守谷市の行政改革は、昭和 62 年に「守谷町行政改革大綱」を策定したことに始まります。平成 8 年には、「第二次守谷町行政改革大綱」を策定し、これに基づき事務・事業の見直し、組織・機構の再編等を推進し、現在の行政改革の基礎が確立されました。その後、第二次大綱の基本姿勢を継承し、平成 13 年に「第三次守谷市行政改革大綱」、平成 18 年には「第四次守谷市行政改革大綱」を策定しました。

また、平成 17 年には総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」が示されたことに伴い、守谷市では、平成 18 年に「守谷市行政改革集中改革プラン（第四次守谷市行政改革大綱において実施計画として位置づけている）」を策定し、より一層の行政のスリム化、効率化のために取組み目標を設定し行政改革を推進しました。さらに、平成 22 年に「第五次守谷市行政改革大綱」を策定し、現在は平成 25 年度から平成 27 年度までを取組期間とする「第六次守谷市行政改革大綱」により行政改革を推進しています。

【行政改革大綱の経過】

- ・昭和 62 年「守谷町行政改革大綱」策定
- ・平成 8 年「第二次守谷町行政改革大綱」策定〔期間：平成 9～13 年度〕
- ・平成 14 年「第三次守谷市行政改革大綱」策定〔期間：平成 14～18 年度〕
- ・平成 19 年「第四次守谷市行政改革大綱」策定〔期間：平成 19～21 年度〕
- ・平成 22 年「第五次守谷市行政改革大綱」策定〔期間：平成 22～24 年度〕
- ・平成 25 年「第六次守谷市行政改革大綱」策定〔期間：平成 25～27 年度〕

2 行政改革大綱における実施項目

これまでの「行政改革大綱」における推進（重点）項目は次のとおりです。

大綱名	守谷町行政改革大綱（昭和 62 年策定）
趣旨	簡素で効率的な行政運営行政サービスの向上を目指す

大綱名	第二次守谷町行政改革大綱（平成 8 年 3 月策定） 計画期間：平成 9 年度～13 年度
推進項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務事業の見直し 2 時代に即応した組織・機構の見直し 3 定員管理及び給与の適正化 4 効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進 5 行政の情報化の推進による行政サービスの向上 6 公共施設の設置及び管理運営

大綱名	第三次守谷市行政改革大綱（平成 13 年 8 月策定） 計画期間：平成 14 年度～18 年度
推進項目	(1) 事務・事業の見直し (2) 組織・機構の見直し (3) 定員管理及び給与の見直し (4) 人材の育成・確保 (5) 行政情報化の推進 (6) 公正の確保と透明性の向上 (7) 財政運営の健全化 (8) 市民参画の推進 (9) 公共施設の効率的・効果的な管理運営 (10) 議会の活性化 (11) 広域行政の推進

大綱名	第四次守谷市行政改革大綱（平成 19 年 3 月策定） 計画期間：平成 19 年度～21 年度
推進項目	(1) 事務・事業の再編・整理，廃止・統合 (2) 民間委託等の推進 (3) 定員管理の適正化 (4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化 (5) 経費節減等の財政効果 (6) 地方公営企業関係 1) 水道事業 2) 下水道事業

※推進項目は「守谷市行政改革集中改革プラン」の取組み項目から掲載

大綱名	第五次守谷市行政改革大綱（平成 22 年 3 月策定） 計画期間：平成 22 年度～24 年度
推進項目	(1) 市民協働の推進 (2) 行政の透明性の確保と情報の共有 (3) 事務事業の再編・整理，廃止・統合 (4) 民間委託等の推進 (5) 定員管理の適正化 (6) 給与・手当の適正化 (7) 財政管理の適正化 (8) 上下水道事業の経営安定化 (9) 人材の育成

大綱名	第六次守谷市行政改革大綱（平成 25 年 3 月策定） 計画期間：平成 25 年度～27 年度
推進 項目	(1) 市民協働の推進 (2) 公正・透明な行政運営 (3) 市民ニーズに対応した行政サービスの提供 (4) 事務事業の再編・整理，廃止・統合 (5) 民間委託の推進 (6) 健全な財政基盤の確立 (7) 人事管理と組織マネジメント（組織，定員，給与等） (8) 人材の育成

3 行政改革の推進体制

○第二次守谷町行政改革大綱

行政改革は，全庁一丸となって取り組むことが最も重要であることから，引き続き全庁的な推進体制である守谷町行政改革推進本部を中心として推進する。

推進に当たっては，町議会や守谷町行政改革懇談会の意見を踏まえるものとする。

○第三次守谷市行政改革大綱

この大綱を効果的に推進するため，具体的な実施事項，目標年度，実施担当課を明記した実施計画書を策定し，行政改革推進本部が中心となり全庁をあげて行政改革を推進する。

推進状況は，市民の代表者から構成される守谷市行政改革推進委員会に定期的に報告し，その意見や助言を参考にしながら推進する。

○第四次守谷市行政改革大綱

この大綱を効果的に推進するため，具体的な実施事項，目標年度，実施担当課を明記した実施計画書（守谷市行政改革集中改革プラン）を，行政改革推進本部が中心となり全庁をあげて推進します。

推進状況は，市民の代表者から構成される守谷市行政改革推進委員会に定期的に報告し，その意見や助言を参考にしながら推進します。

○第五次守谷市行政改革大綱・第六次守谷市行政改革大綱

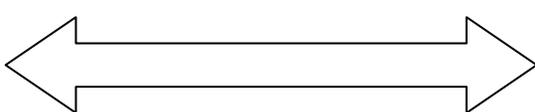
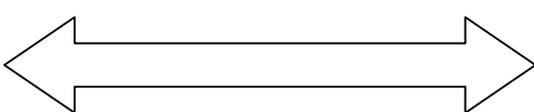
行政改革の推進体制は，守谷市行政改革推進本部及び行政改革推進本部幹事会が行政改革の方向性を定め，市民による行政改革推進委員会が行政改革大綱及び行政改革実施計画について提言することとします。

4 第七次守谷市行政改革大綱

第六次守谷市行政改革大綱の取組期間が平成 27 年度で終了するため，市では，平成 28 年度以降の「第七次守谷市行政改革大綱」を本年度中に策定します。

前述の推進体制のとおり，市には，「守谷市行政改革推進本部設置要綱」に基づく「行政改革推進本部」及び「行政改革推進本部幹事会」があり，この機関で行政改革大綱の方向性を定めていくことになります。行政改革推進本部で大綱の素案を決定した上で，その素案を行政改革推進委員会で検討していただき，最終的に，諮問・答申という流れになります。

[第七次守谷市行政改革大綱策定スケジュール案]

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	28 年 1 月	2 月
						<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">諮 問</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">答 申</div>
行政改革推進本部による大綱の策定			行政改革推進委員会で検討			

－これまでの行政改革大綱の推進項目等－

(1) 第二次行政改革大綱 (計画期間：平成9年度～13年度)

推進項目	推進項目の概要	取組内容
(1) 事務事業の見直し	都市化の進展，急速に進む高齢化，国際化，高度情報化，価値観の多様化等に伴って増大する行政需要に対応するため，事務事業の見直しを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種審議会委員の公募による登録制を導入 ・ 区の希望により配布物を班単位に梱包 ・ 水道部門の決裁規程の見直し ・ 総合計画アンケート実施 (3,000人) ・ 各種申請書の押印廃止 (各施設使用申請書) ・ 本庁における窓口業務を週1回 (木曜日) 午後8時30分まで延長 ・ 諸証明について，本庁以外の施設 (文化会館，郷州公民館，高野公民館) の休館日 (月曜日) にも発行 ・ 庁内LANの稼動による出先機関の諸証明発行の迅速化 ・ 図書館の祝日の開館 ・ 情報公開条例制定 ・ 文書ファイリングを実施 ・ 入札予定価格の事前公表を試行的に実施 ・ 中央公民館，文化会館，保健センター等の夜間利用管理及びテニスコートの管理を委託 ・ 図書館配送業務を委託 ・ 「いきいきプラザげんき館」建設 ・ 各種団体補助金一律10%削減
(2) 時代に即応した組織・機構の見直し	本町の組織・機構は機会あるごとに改善を図ってきたが，今後も，住民サービスの向上を最優先に，地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的なシステムの確立を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全庁的グループ制の導入による職員相互の協力体制の強化と職員の増員抑制 ・ 政策調査員制度の導入による政策案件の円滑な実現化 ・ 介護保険課の新設による介護保険体制の充実 ・ 公用車の部内管理

<p>(3) 定員管理及び給与の適正化</p>	<p>貴重な人材を活かし、最少の職員数で最大の効果を上げるとともに、給与の適正化に努め、住民負担の増加を抑制する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納整理，都市計画道路用地買収等を実施 ・ 定員適正化計画を策定，ローリング ・ 職員数，職員給与を「広報もりや」にて公表 ・ 広域圏内の半日当支給廃止
<p>(4) 効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進</p>	<p>住民の負託に応えるための行政運営の一層の工夫と，時代の変化に対応するため，長期的視点に立った職員の能力開発等を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課内会議の充実 ・ 「目標による管理」を導入 ・ 管理職研修「目標による管理」を実施 ・ 職員採用に当たり公明（透明）性を確保するため，試験官に民間企業の人事担当者を登用
<p>(5) 行政の情報化推進による行政サービスの向上</p>	<p>行政の情報化の計画的な推進と高度情報技術の活用により，行政サービスの迅速かつ適時，適切な提供を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内LANの整備 ・ 庁内LANによる財務会計システムの稼働 ・ 庁内情報ネットワークシステム（イントラネット）を導入し，情報の共有化による事務を効率化 ・ イン트라ネットへの共有データ管理機能及び貸館施設の予約機能追加による情報の共有化とペーパーレス化の推進 ・ 各種台帳管理業務の電算化
<p>(6) 公共施設の設置及び管理運営</p>	<p>施設整備に当たっては，需要及び維持管理方法の的確な分析を行い，他の施設との機能，役割分担を明確化し，効果的な施設運営を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会館等建設委員会，懇談会についての積極的な住民参加 ・ 北守谷公民館の開館により社会教育体制の充実を図るとともに，本庁・他施設とのネットワークによる行政サービスの向上 ・ 施設管理のシルバー人材センターへの委託

(2) 第三次行政改革大綱 (計画期間：平成14年度～18年度)

推進項目	推進項目の概要	取組内容
(1) 事務・事業の見直し	<p>複雑多様化する行政需要に的確に対応していくために、既定の事務事業については絶えず見直しを徹底し、限られた資源の有効活用を図り、効率的、効果的な事業の実施に努める。また、事業目的や内容を明確化して、行政が行うべき事業かどうかを判断する。</p>	<p>①事務事業の整合合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化防止実行計画の実施 ・ グリーン購入推進指針の実施 ・ 窓口業務のマニュアル化 <p>②行政手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税及び使用料等の納入の効率化 ・ 電子自治体構築の推進 <p>③行政評価の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政評価の導入 <p>④民間委託等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ よりよい学校給食への改善 ・ 保育所の民間委託 ・ 知的障害者デイサービス事業所の民間委託 <p>⑤前納報奨金の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前納報奨金の見直し
(2) 組織・機構の見直し	<p>国際化、情報化、高齢化等社会情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応した施策を実行できる組織・機構を構築するために、長期的な視点にたち、実状・実態を調査し、必要性を十分考慮し、スクラップ・アンド・ビルドの視点から見直しを推進する。</p> <p>また、各種審議会等については、設置目的、運営状況、目的の達成度を調査、把握し、社会情勢の変化に応じた整理合理化を行う。</p>	
(3) 定員管理及び給与の見直し	<p>定員管理を一層推進するため、行政需要及び仕事の量を十分精査し、実状にあった職員配置を行い、職員数の増加を抑制する。また、民間委託の推進、OA化の推進、臨時職員嘱託職員等の活用を推進する。</p>	<p>①定員管理の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な定員管理

(4) 人材の育成・確保	人材育成に当たっては、地方分権の推進に伴い必要とされる政策形成能力や創造的能力、法務能力等の能力開発を推進する。	
(5) 行政情報化の推進	情報化時代の進展により、行政における情報化の計画的な推進と高度情報技術の活用により、行政サービスを迅速化するとともに適時・適切な提供を図る。	①行政情報化による事務処理の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 投票所受付事務のシステム化 ・ 庁内LANの活用 ②行政情報化による市民サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットの活用
(6) 公正の確保と透明性の向上	市民の信頼のもとに行政を推進していくため、行政手続制度や情報公開制度等の適正運用を図り、行政運営の公正の確保と透明性の向上に努める。	①行政手続きの明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札・契約のIT化の推進とチェック体制の強化 ②情報公開の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策の広報紙による公表 ・ パブリック・コメント制度の導入 ③個人情報公開保護条例の施行 ④監査機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査機能の強化
(7) 財政運営の健全化	当市の財政状況は、将来を見据えて行ってきた社会資本の整備に係る後年度負担割合が大きくなってきており、大変厳しい状況にある。今後急速に進む少子高齢化等の社会経済情勢の変化に財政運営が適切に対応し、自主的で自立性の高い財政運営を図るため、歳入の確保、歳出の合理化をはじめ、健全な財政運営の確保に努める。	①効率的・効果的な財政運営 ②自主財源の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通財産未利用地の処分 ③受益と負担の適正化 ④行政経費の抑制
(8) 市民参画の推進	市民自治を拡充し、市民が主体となったまちづくりを進めるため、積極的な情報の提供と支援を行い、自治組織の活性化を図る。また、市民と行政の役割分担を明確にして、市民の自主的な活動が促進できる体制づくりを支援し、新たなまち	①市民参加の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園管理・街路樹の維持管理 ②コミュニティ活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団資源物回収団体への支援 ③ボランティア活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体による景観管理

	づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体の活動支援
(9) 公共施設の効率的・効果的な管理運営	公共施設の管理運営については、市民の利用形態、ニーズをもとに施設の機能、運営方法を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ①公共施設の有効活用 ②公共施設の効率的な運営 ・ 既存公共施設の管理運営
(10) 議会の活性化	地方分権の推進に伴い地方議会の果たす役割は重要となることから、地方議会の役割強化と市民参加の充実を図り、開かれた議会を目指し活性化を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日・夜間議会等の開催
(11) 広域行政の推進	地方公共団体ごとの事務事業については、広域的な視点から関係自治体と連携を図り、広域的な事務事業の体制の強化と総合的な実施に努める。また、公共施設の広域的利用や人事交流等を推進して連携強化を図る。	

(3) 第四次行政改革大綱 (計画期間：平成 19 年度～21 年度)

推進項目	推進項目の概要	取組内容
(1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合	限られた財源の中で，社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズ，新たな行政課題に的確に対応していくために，既存の事務・事業の統廃合などの見直しを行い，行政の役割，受益と負担の公平性などを勘案し事務・事業の合理化に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路照明灯維持管理事業（防犯灯事業との統合） ・ 食の自立支援事業（高齢者への配食回数を週 6 回⇒3 回へ回数の減） ・ 寝たきり高齢者紙おむつ支給事業（要介護 3 以上⇒4 以上へ対象の減） ・ 中央公民館図書室の廃止（継続中） ・ 排水樋管管理委託事業（事業統合） ・ 水田農業構造対策事業（農協へ移管） ・ 行政評価の活用（継続的实施）
(2) 民間委託等の推進	市民サービスの向上，経費節減などの観点から，持続可能な行政運営を目指し，行政責任の確保や市民サービスの維持・向上を考慮した上で，積極的な民間委託を推進するとともに，指定管理者制度，P F I 事業の活用を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食センター一部業務委託 ・ 市営住宅施設管理委託の検討 ・ 待機児童解消事業 ・ 保育の民間委託 ・ 野木崎保育所（子育て支援センター開所） ・ 土塔中央保育所民営化の検討 ・ 守谷駅自由通路施設管理委託（監視カメラ，清掃業務） ・ 障がい者通所事業の民間委託 ・ 学びの里の施設使用料導入 ・ 公民館の施設使用料導入 ・ 施設の民間委託の検討 ・ 中央図書館業務の一部委託内容の見直し ・ いきいきプラザげんき館業務委託の検討
(3) 定員管理の適正化	本市はこれまでもスリムな行政組織を目指した定員管理を行ってきたが，定員管理をより一層推進するため，行政需要及び仕事の量を十分精査し，実状にあった職員配置を行い，職員数の増加を抑制する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員管理の適正化（5 カ年で 31 名の純減）

<p>(4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化</p>	<p>これまでも給与の適正化と総人件費の抑制に努めてきたが、抜本的な給与構造改革を行った給与制度が平成18年4月から施行されることから、新たな給与制度の構築を行っていく。また、特殊勤務手当をはじめとする各手当についても総点検を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（特殊勤務手当への適正化）
<p>(5) 経費節減等の財政効果</p>	<p>定員適正化計画に伴う人件費削減、事務・事業の民間委託化や整理合理化による経費の削減、徴収率の向上、各種手数料・使用料の徴収などにより歳出の削減と自主財源の確保を図っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金給付事業（県立高校、私立高校とも同額を給付） ・ 守谷市議会の会議録作成（製本数の削減 50冊⇒10冊） ・ 財政健全化計画の策定 ・ 未利用地財産の売り払い等 ・ 保育所入所支度金等支給事業 ・ 児童クラブ受益者負担の実施 ・ 税及び使用料等の納入の効率化 ・ 地球温暖化防止実行計画の実施（光熱費等の経費削減） ・ 人件費の削減 ・ 公園管理方法の見直し（地域・団体等での管理） ・ 広報誌への広告掲載 ・ 基本健診・各種検診受益者負担（公費負担率 25%⇒15%） ・ インフルエンザ予防接種（公費負担率引き下げ 25%⇒15%）
<p>(6) 地方公営企業関係</p>	<p>本市の地方公営企業は、水道事業と下水道事業の2事業あるが、経営基盤の強化のために、民間的経営手法を取り入れ、より一層の自主性強化と経営活性化を図る。</p>	<p>①水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金収納業務の見直し（民間委託） ・ 組織の見直し（上下水道窓口一本化） ・ 水道施設（委託範囲の見直し） <p>②下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金収納業務の見直し（民間委託） ・ 組織の見直し（上下水道窓口一本化） ・ 浄化センター（包括的民間委託）

(4) 第五次行政改革大綱 (計画期間：平成 22 年度～24 年度)

推進項目	推進項目の概要	取組内容
(1) 市民協働の推進	「協働のまちづくり推進条例・指針」に基づき、地域の課題はその地域で解決できるよう支援する地域密着型の行政に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民による子育て支援の促進 ・ 守谷市地域福祉計画策定事業 ・ 高齢者サロン事業の整理と推進
(2) 行政の透明性の確保と情報の共有	行政運営に関する情報を積極的に市民に開示・共有することにより行政の公平性や透明性を確保し、そのためにインターネットや広報紙を活用し積極的な情報の開示に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報もりやの掲載内容等の改善(記事の簡素化)
(3) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	行政システムを活用して、事務事業の再編・整理、廃止・統合に努め、効果的・効率的な行政運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政評価の活用(継続実施) ・ 各種審議会等の委員定数の検証及び統廃合 ・ コミュニティバス運行経費負担の軽減 ・ 庁内ネットワーク総合運用管理システム導入 ・ 各種事業及びイベント等の統廃合 ・ 公共料金一括払い(各事業所の請求書を会計課1枚にまとめる) ・ 給食費滞納整理
(4) 民間委託等の推進	民間でできるものは民間に任せることを原則として行政運営を行い、指定管理者制度、業務の民間委託などを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の民間委託(待機児童の解消) ・ 施設の民間委託の推進(公民館への指定管理者の導入)
(5) 定員管理の適正化	業務の民間委託や事務の電算化の推進によって、職員数を抑制することを基本とするが、事務事業の事務量と職員数の整合については十分考慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員管理の適正化(人件費の削減)
(6) 給与・手当の適正化	人事院勧告や近隣団体の状況を考慮し、給与の見直しや手当ての見直しを行い、給与・手当の適正化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化(特殊勤務手当ての適正化)

<p>(7) 財政管理の適正化</p>	<p>財政の健全化を図るため、毎年財政計画の見直しを行うとともに、施策別枠配分による予算編成を行う。また、新たな財源の発掘に努めるとともに、より一層の経費の削減に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用地財産の売却 ・ 地球温暖化防止の推進（公共施設の光熱費及びCO₂の削減） ・ 市有財産等を活用した広告事業の推進（各印刷物への有料広告の掲載） ・ 財政計画の目標達成に向けた財政運営（財政調整基金残高10億円の確保） ・ 未申告事業者の調査・確認及び申告指導の実施 ・ 特別徴収未実施の事業者に対する特別徴収実施の働きかけ ・ 納税窓口の拡大（クレジット納付） ・ 瓜代市民農園の使用率向上
<p>(8) 上下水道事業の経営安定化</p>	<p>地方公営企業法を適用する上下水道事業においても経営安定化を図るため、行政改革に取り組むとともに、経営の合理化に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定した事業運営のための官民連携の推進（包括的民間委託） ・ 収納窓口の拡大（クレジット納付）
<p>(9) 人材の育成</p>	<p>人材育成基本方針に基づき、職員の能力向上に努める。また、市民の満足度を高められるよう、専門性を意識した人事配置を行い、さらに、人事評価制度を活用して、組織の強化、活性化を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有能な人材の確保及び職員資質の向上（職員研修の実施等）

(5) 第六次行政改革大綱 (計画期間：平成 25 年度～27 年度)

推進項目	推進項目の概要	取組内容
(1) 市民協働の推進	<p>「協働」のあり方の検証や市職員の意識向上に取り組むとともに、新たな分野での協働事業の創出に努める。</p> <p>また、地域の福祉力を生かすための「守谷市地域福祉計画」に基づき、地域の助け合い・支え合いを柱に、各地域に市職員を配するなど、市民と行政が連携したまちづくりを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働のまちづくり推進活動助成金交付制度の導入 ・ 自主防災組織活動育成事業 ・ 地域福祉の推進
(2) 公正・透明な行政運営	<p>市が保有する行政情報を積極的に提供し、市民に対する説明責任を果たすことにより、市政の公正の確保と透明性の向上を図る。</p> <p>さらに、広報・広聴の充実を図り、市民に信頼される行政運営に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等を活用した情報発信の充実
(3) 市民ニーズに対応した行政サービスの提供	<p>多様化する市民ニーズや新たな行政課題を的確にとらえ、これらに対応した行政サービスの提供に努めるとともに、既存の事務事業について不断の見直しを行い、市民の利便性や満足度の向上に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種証明書のコンビニ交付導入 ・ 福祉総合相談窓口の設置 ・ 屋外広告物管理事業
(4) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	<p>行政評価システムの活用により、事務事業の再編・整理、廃止・統合を図り、効率的・効果的な行政運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種イベントの検証 ・ 給与支払報告書の電子申告率の向上 ・ 保幼小中高一貫教育の推進
(5) 民間委託等の推進	<p>民間活力導入の可能性を検討するとともに、質の高い行政サービスの提供と行政経費の削減のため、引き続き指定管理者制度や民間委託等の活用を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の民間委託の推進 ・ 保育の民間委託
(6) 健全な財政基	<p>的確な財政見通しとコスト意識の徹底により、一層の財政健全化に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用地財産の売却等 ・ 財政計画の目標達成に向けた財政運

<p>盤の確立</p>	<p>そのため、経費全般について適宜、見直しを行い、歳出の抑制を図る。歳入については、市税等の収納率の向上や市有財産の有効活用などに取り組むとともに、新たな財源の発掘に努める。</p> <p>地方公営企業（上下水道事業）においても、改革改善に取り組み、各々の財政計画に則り事業の健全運営に努める。</p>	<p>営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納整理の強化による収納率の向上 ・ 瓜代市民農園の使用率向上 ・ 国民健康保険医療費適正化の推進 ・ 学校給食費収入未済額の縮減
<p>(7) 人事管理と組織マネジメント (組織、定員、給与等)</p>	<p>「第二次定員適正化計画」に基づき、職員数の適正な定員管理を行うとともに、市民に分かりやすい機能的で実効性の高い組織機構の運用に努める。</p> <p>給与及び手当については、人事院勧告や近隣団体等の状況を考慮した見直しを行い、適正な運用に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員管理の適正化 ・ 給与の適正化
<p>(8) 人材の育成</p>	<p>「守谷市人材育成基本方針」に基づき、研修等を通して職員一人ひとりの能力向上や意識改革等に取り組むとともに、市民から信頼を得る人材の育成を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有能な人材の確保及び職員資質の向上